

2025年度造船関係事業資金貸付制度

事務取扱要領



THE NIPPON
FOUNDATION

資金種別別実施要領

1. 利率と限度額

資金種類	貸付利率	融資利率	貸付金限度額
設備（※1）	0.01%	1.6%以内	20億円（※2）
一般運転	0.01%	1.6%以内	10億円（※3）

※1 「低・脱炭素船舶建造資金」(設備資金)は、別冊の「低・脱炭素船舶建造資金融資【応募の手引き】」を参照下さい(無利息融資制度です)。

※2 原則1年度20億円、特に必要と認めた場合は1年度40億円とする。

※3 原則1年度10億円、特に必要と認めた場合は1年度20億円とする。

2. 受付期間

- 1) 設備 第1回 2025年 5月 7日(水)～16日(金)※
 第2回 2025年 7月 1日(火)～2日(水)
 第3回 2025年10月 2日(木)～14日(火)※
 第4回 2026年 1月14日(水)～15日(木)

※第1回設備資金および第3回設備資金は、それぞれ下記の第1回運転資金および第2回運転資金と同時期・同地区受付となりますので、下記2)をご参照下さい。

- 2) 一般運転 …… 受付会場は地区別受付となります。

地区別	第1回	第2回
北海道・東北・関東 北陸信越・中部	2025年5月7日～8日	2025年10月2日～3日
近畿・神戸	9日	7日
中国・四国	今治会場 13日	今治会場 8日
	広島会場 14日	広島会場 9日
九州・沖縄	15日	10日
受付予備日(日本財団)	16日	14日

3. 貸付申込書の提出期日

- 1) 設備 第1回 2025年 5月 23日(金)
 第2回 2025年 7月 9日(水)
 第3回 2025年 10月 21日(火)
 第4回 2026年 1月 22日(木)

- 2) 一般運転 第1回 2025年 5月 23日(金)
 第2回 2025年 10月 21日(火)

4. 資金実行日(予定)

- 1) 設備 第1回 2025年 7月 11日(金)
 第2回 2025年 8月 21日(木)
 第3回 2025年 12月 11日(木)
 第4回 2026年 3月 12日(木)

- 2) 一般運転 第1回 2025年 7月 11日(金)
 第2回 2025年 12月 11日(木)

目 次

資金種別実施要領

1. 総 則.....	1
1-1 通 則.....	1
1-1-1 造船関係事業資金貸付制度の目的.....	1
1-1-2 業務の委託.....	1
1-2 定義・用語.....	1
1-3 制度のしくみ.....	2
1-4 融資取扱金融機関.....	2
2. 貸付制度概要.....	2
2-1 資金種類.....	2
2-2 融資対象者.....	3
2-3 受付期間.....	4
2-4 貸付形式.....	4
2-5 融資金の用途.....	4
2-5-1 設備資金.....	4
2-5-2 運転資金／一般運転資金.....	4
2-6 償還期限.....	5
2-7 据置期間.....	5
2-8 償還方法.....	5
2-9 利 率.....	6
2-10 限 度 額.....	6
2-11 利息の支払方法.....	6
2-12 その他.....	6
3. 貸付手続.....	6
3-1 融資の申込みから融資内諾通知書の発行まで.....	6
3-2 貸付申込書の発行.....	6
3-3 貸付金額の決定.....	7
3-4 貸付決定通知.....	7
3-5 貸付申込の取下げと借入辞退.....	7
4. 貸付実行.....	7
4-1 金銭消費貸借契約の締結等.....	7
4-2 貸付実行.....	8
4-3 融資実行報告書の提出.....	8
5. 貸付条件の変更.....	8
5-1 貸付条件の変更.....	8
5-2 貸付実行前.....	8
5-3 貸付実行後.....	8
5-4 融資金の利率の変更.....	9

6. 貸付金の回収.....	9
6-1 約定償還.....	9
6-2 繰上償還.....	9
6-3 遅延損害金（遅延利息）.....	10
6-4 金銭消費貸借契約証書等の返還.....	10
7. 融資金の管理.....	10
7-1 資金の用途および工事完成等の確認.....	10
7-2 融資先の合併.....	10
7-3 融資先の変更（連帯保証人の変更）.....	10
7-4 融資先の倒産など.....	10
7-5 反社会的勢力の排除.....	10
7-6 貸付金及び融資金に係る債権債務の譲渡.....	10
8. 諸届・報告書等.....	11
8-1 印鑑届〔継続取引用〕及び念書の提出.....	11
8-2 取引先要項届.....	11
8-2-1 取引先要項届〔担当部署、貸付金入金口座〕.....	11
8-2-2 担当部署の窓口一本化.....	11
8-3 融資残高報告書の提出.....	11
8-4 災害支援資金融資取扱経費の支給に関する申請書の提出.....	11
8-5 残高証明書の発行.....	12
8-6 金融機関の合併、営業譲渡等に関する届出、承認申請の提出.....	12
8-7 金融機関の名称等変更届の提出.....	12

別表1	14
付録1. 貸付金の利息の支払方法及び計算方法	15
付録2. 造船関係事業資金貸付制度の事務フロー	16

様式集

貸付申込書 融資金の用途（第1号様式）.....	18～21
金銭消費貸借契約証書（第2号様式）.....	23
貸付条件の変更申請書（第3号様式）.....	26
融資実行報告書（第4号様式）.....	27
融資残高報告書（第5号様式）.....	28
貸付申込取下連絡書（第6号補助様式）.....	29
貸付条件の変更依頼書（第7号補助様式）.....	30
繰上償還連絡書（第8号補助様式）.....	31
念書（第9号補助様式）.....	32
取引先要項届（第10号補助様式）.....	33
取引先要項変更届（第11号補助様式）.....	34
融資取扱経費支給申請書（第12号補助様式）.....	35

付録3. 造船関係事業資金貸付要綱.....	36～37
付録4. 貸付制度一覧.....	38～39

1. 総 則

1-1 通 則

1-1-1 造船関係事業資金貸付制度の目的

日本財団が行う造船関係事業資金貸付制度は、モーターボート競走法第45条に基づく、モーターボートその他の船舶、船舶用機関、及び船舶用品の製造に関する事業の振興を目的としています。

同制度は、日本財団の「貸付業務規程」、「貸付金の限度額等の特例に関する規則」、及び日本財団の内規によって規約されており、この事務取扱要領は、各金融機関が事務手続きをすすめていただくための要領です。

1-1-2 業務の委託

日本財団は、造船関係貸付事業の貸付・管理回収に関する業務の一部を、株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」）に委託しています。

造船関係貸付事業の事務扱いは、日本財団、商工中金、および取扱い金融機関の三者の間で行われます。

1-2 定義・用語

「造船関係事業」；モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びにこれに関連する事業。

「設備資金」；造船関係事業を営む者がその事業に必要な設備の新設、増設、または、改造等を行うのに必要な資金。ただし土地の取得に必要な資金については土地利用計画に基づき、原則として1年以内にその目的に着手するものに限る。

「運転資金」；造船関係事業を営む者が事業の運営に必要な資材の仕入、販売、加工、製造または、諸経費支払等を行うのに必要な資金で、設備資金以外の資金。

「貸付け」；日本財団が、造船関係事業の振興に必要な資金の融通のため、金融機関に対して行う資金の貸付け。

「貸付金」；上記資金のこと。

「融資」；金融機関が、造船関係事業を営む者に対し、貸付金により行う資金の融通。

「融資金」；上記資金のこと。

「融資取扱経費」；融資取扱金融機関（1-4参照）が財団の制度に基づき事業者に無利息融資を行う場合に、財団が金融機関に対して支給する利息補填見合いの経費。

「貸付業務規程」（規程）；日本財団の貸付業務の方法に関する規程。

「融資申請のごあんない」；融資申請の手続きを、造船関係事業者向けに記載したもの。年度ごとに発行される。

「造船関係事業資金貸付制度 事務取扱要領」；本冊子。貸付制度の事務扱いについて、融資取扱金融機関向けに記載したもの。年度ごとに発行される。

「資金種類別実施要領」（実施要領）；利率、限度額、受付期間等の造船関係事業資金貸付の要領を記

載したものを。年度ごとに策定され、事務取扱要領にも掲載される。

「代理店」；日本財団から造船関係貸付事業に関して業務の委託を受けた商工中金。

「機構」；独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構のこと。

「機構船」；機構の船舶共有建造制度により建造される船舶。

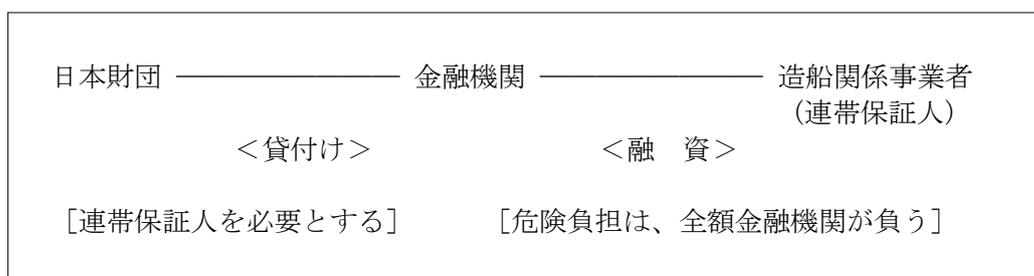
「機構共有船舶」；機構船に同じ。

「取次店」；商工中金の本支店。なお、東京都内、大阪府内に本店のある融資取扱金融機関については、それぞれ商工中金の本店営業部営業第一部、大阪支店営業第一部とする。

「連帯保証人」；本貸付制度上は造船関係事業者（融資先事業者）のこと。

1-3 制度のしくみ

- (1) 日本財団が金融機関に対し貸付けを行い、金融機関はその資金を造船関係事業者に融資します。
- (2) 金融機関の本制度の利用に際しては、連帯保証人が必要となります。融資先の造船関係事業者が、連帯保証人となることを原則に運用しております。



1-4 融資取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫^(注)、または沖縄振興開発金融公庫の代理店となっている銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社日本政策投資銀行、商工中金に限ります。

(注) 株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業の代理店となっている金融機関。

2. 貸付制度概要

2-1 資金種類

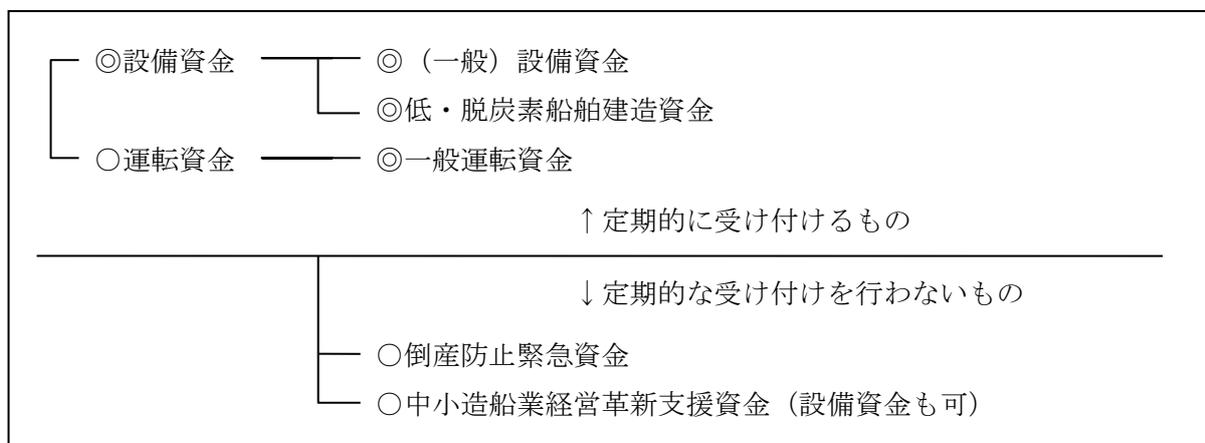
設備資金と運転資金とに大別され、設備資金は、一般の設備資金と、「低・脱炭素船舶建造資金」があり、運転資金は「一般運転資金」「倒産防止緊急資金」「中小造船業経営革新支援資金」に分かれます。

このうち、「倒産防止緊急資金」「中小造船業経営革新支援資金」は、定期的な受付は行いませんので、本冊子では扱いません。

(注) 「中小造船業経営革新支援資金」は、設備資金の貸付制度もあります。

「低・脱炭素船舶建造資金」については別冊の「低・脱炭素船舶建造資金融資【応募の手引き】」を参照下さい。

また、募集は終了していますが「災害支援資金貸付」制度、「造船関係事業者事業基盤強化資金貸付」制度があります。



貸付申込書での表記や資金実行後の取扱いなど、当貸付制度の中で一般的に「資金種類」と呼ぶ場合には、「設備資金」「一般運転資金」など、図中の◎の区分を指します。

2-2 融資対象者

造船関係事業を営む次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 個人
- (2) 事業協同組合、協同組合連合会または企業組合
- (3) 協業組合または商工組合
- (4) (2)及び(3)以外の法人（株式会社、有限会社、合資会社等、子会社(会社法第2条に定める「子会社」をいう。以下同じ。)において、「造船関係事業」を営む持株会社等）

さらに、事業者は資金種類別ごとに、以下の造船関係団体から、加入を証明する「団体加入証明書」を、貸付申込書の提出期日と同日までに交付されていることが必要です。

※なお、直近の年度における確定決算の、総売上額に占める造船業及び造船関連工業の船用比率が10%未満の場合は、原則として融資の対象となりません。

◎**設備資金**；(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会、(一社)日本造船協力事業者団体連合会、(一財)日本船舶技術研究協会、(一社)日本船用工業会、(一社)日本船舶電装協会、(一社)日本船舶品質管理協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本船用機関整備協会、(一社)日本マリーナ・ビーチ協会のいずれかに加入している者。

※なお、船舶を建造・修繕(改造を含む)する事業者(船主)が機構船を建造する場合、又は条約・法令等で定められたCO₂・SO_x・NO_x排出規制などの環境規制に対応するために船舶の修繕(改造を含む)を行なう場合は、事業者は特定の団体に加入している必要はありませんが、発注先の造船事業者(造船所)が、(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会に加入していることが前提となりますので、その船の建造・修繕(改造を含む)を受注する造船事業者(造船所)の団体加入証明書が必要です。

※低・脱炭素船舶を建造する事業者(船主)については、別冊の「低・脱炭素船舶建造資金融資【応募の手引き】」を参照下さい。

◎一般運転資金；(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会、(一社)日本造船協力事業者団体連合会、(一財)日本船舶技術研究協会、(一社)日本船用工業会、(一社)日本船舶電装協会、(一社)日本船舶品質管理協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本船用機関整備協会、(一社)日本マリーナ・ビーチ協会のいずれかに加入している者。

2-3 受付期間

年度ごとに指定(「資金種類別実施要領」に記載されています)。

2-4 貸付形式

金銭消費貸借契約証書による証書貸付とします。

2-5 融資金の使途

2-5-1 設備資金

設備の新設、増設または改造等に必要な資金で「別表1」に掲げるもの(中古の購入を含む)を、融資の対象とします。また、以下のものは対象外とします。

- (1) 造船関係事業の用に供しない土地の取得に要する資金(土地の購入後、原則1年以内に造船関係事業の用に供する場合を除く)
- (2) 設備に係る旧債返済の経費
- (3) 公的な証明書(例；建築確認通知書)が必要でありながら、その証明書が得られない設備
- (4) その他明確に現物を確認することが難しい設備

※ 設備の整備期間は、原則として当該年度内(4月1日～翌3月31日)に(ア)着手する(契約締結を含む)、(イ)完成引渡を受ける、(ウ)最終代金の支払期日が到来する、のいずれかに該当するものとします。整備期間が複数年にわたる場合は申込み前に事業者と日本財団が協議いたします。なお、融資期待額の総額が300万円未満となる場合についても融資の対象となりません。

2-5-2 運転資金／一般運転資金

事業の運営に必要な資材の仕入、販売、加工、製造または諸経費等の支払いに必要な次のいずれかに該当する資金を、融資の対象とします。

- ・支払手形、電子記録債務(でんさい)、買掛金の決済資金
- ・従業員に対する賞与資金
- ・事業協同組合等が組合員に対して行う転貸資金
- ・持株会社等が造船関係事業を営む子会社に対して行う転貸資金
- ・取引先企業の倒産による不良債権処理のための資金

2-6 償還期限

貸付金

貸付金の償還期限は、以下の通りとします。

- ・設備資金

1年以上15年以内とします。ただし、対象設備の法定耐用年数の範囲内で償還期限を定めることがあります。

- ・運転資金（一般運転資金）

1年以上5年以内とします。

なお、貸付申込書／金銭消費貸借契約証書等に記載する最終償還日は、金融機関休業日であっても、定期日（4月15日もしくは10月15日）とします（2-8 償還方法を参照）。

融資金

融資金の償還期限は、貸付金の償還期限に合わせてください。

2-7 据置期間

貸付金・融資金とも、元金は、6ヵ月以上1年以内の据置期間を必ず設けることとなっています。期間は、定期償還を1回据え置く長さで、資金実行日と定期償還日から自動的に決まります（1ヵ月未満は切り捨てとします。例；8月5日実行の場合、8ヵ月。3月20日実行の場合、6ヵ月）。

2-8 償還方法

貸付金

貸付金は、据置期間満了後の、毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済します（定期日が金融機関休業日の場合は、その休日の直後の営業日とします）。

元金均等方式で、10万円単位とし、端数は最終期限にしわ寄せする型を基本としますが、事業者からの申し出により、1回あたりの償還額を基本型から変更したい場合は、貸付実行後に、条件変更の手続を申し出てください（「5. 貸付条件の変更」参照）。

計算式：1回あたりの返済額＝貸付決定金額÷返済回数

例) 運転資金 2025年7月11日資金交付、貸付決定金額 5,000万円、第1回償還日2026年4月15日（返済回数9回）、償還期限2030年4月15日

$5,000\text{万円} \div 9\text{回} = 5,555,555\text{円}$

1回あたりの返済額＝550万円（10万円未満切り捨て）

最終回の約定返済額＝600万円（ $=5,000 - 550 \times (9 - 1)$ ）

融資金

融資金の償還方法については、貸付金の償還方法に合わせてください。

2-9 利率

年度毎、資金種類毎に決定します。（「資金種類別実施要領」に記載されています）。設備資金、一般運転資金の融資利率については1.6%以内で融資先事業者と協議の上定めていただくことになります。

2-10 限度額

年度毎、資金種類毎に決定します。（「資金種類別実施要領」に記載されています。規程に記載された限度額と異なっている場合は、実施要領記載のものを有効とします）。

2-11 利息の支払方法

貸付金・融資金とも、利息は後払いになります。

なお、貸付金の利息については、元金の据置期間中にかかわらず定期日（毎年4月15日および10月15日）に当日までの分をとりまとめて支払うこととなります。

また、定期日が金融機関休業日の場合は、定期日までの利息計算に基づき、その休日の直後の営業日に入金します。

2-12 その他

以上に記載された内容は、諸事情により変更されることがあります。

3. 貸付手続

3-1 融資の申込みから融資内諾通知書の発行まで

造船関係事業者は、金融機関の営業店に「借入計画書」を持ち込みます。

金融機関は、借入計画書の内容に基づき、融資を行ってよい限度額を計画書の「融資内諾通知書」に記入し、借入計画書の融資内諾金融機関の「全店取纏め部署」の欄も記入頂き、融資申込者にお返しください。

融資内諾通知書は、支店長名での発行を可といたします。

用紙は、日本財団が作成する借入計画書をそのまま使用するか、同様のものをパソコン等を用いて作成するかいずれの方法でも結構です。また、財団ホームページにEXCEL書式が掲載してありますのでご利用ください（<URL>https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan）。なお、造船関係事業者には日本財団に借入計画書とともに当該借入債務の連帯保証人としての関係書類（取締役会議事録（写）または株主総会議事録（写）（取締役会非設置会社の場合）、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、定款（写））を、直接提出していただきます（但し、個人事業者の場合は、住民票、印鑑証明書）。

3-2 貸付申込書の発行

金融機関は、貸付申込書（第1号様式）を日本財団へ、指定された期日までに提出します。提出の指定期日は、「資金種類別実施要領」に記載されています。

貸付申込書は、金融機関の代表者名での提出となります。貸付申込書の提出がない場合、貸付けの実行が遅れたり、実行ができなくなることがありますので、ご注意下さい。

用紙は様式集第1号様式(記載例参照)をコピーするか、財団のホームページからWORD書式をダウンロードしてお使いください。

なお、融資申込者から提出された「融資金の使途」を、必ず添付してください(貸付申込書本体との割印は、不要です)。

3-3 貸付金額の決定

受付後、日本財団は借入計画書をもとに審査を行い、貸付金額を決定します。金融機関又は融資先事業者(連帯保証人)の経営内容によっては、貸付金額の減額あるいはお断りをする場合があります。

貸付申込書提出後に金融機関の経営状況等に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのある場合は直ちに日本財団海洋事業部海洋船舶チームへ報告して下さい。

3-4 貸付決定通知

金融機関への貸付決定の通知である「貸付決定交付一覧表」は、実行日の3週間前までに代理店から発送します。なお、貸付決定交付一覧表には、償還方法を記載した「元利金支払内訳表」が同封されていますので、必ず内容を確認してください。

決定交付一覧表に記載された「口座番号」は、個別の貸付けを識別するために使用されるものです。日本財団や代理店との連絡等の際には、必ずこの番号を申し添えてください。

3-5 貸付申込の取下げと借入辞退

融資申込みの取下げが事業者からあった場合や造船関係事業者の事情等、何らかの理由により、融資の実行が行えなくなった場合は、金融機関は、日本財団に直ちに電話連絡の上、貸付申込取下連絡書(第6号補助様式)を提出してください。

なお、資金実行日の7営業日前までに貸付申込取下げ連絡書の提出がない場合は、貸付実行を中止することができませんので、いったん資金実行を受け、同日付けで1日分の利息とともに繰上償還を行うことになります。

4. 貸付実行

4-1 金銭消費貸借契約の締結等

貸付決定通知後、金融機関は、造船関係事業者との金銭消費貸借契約および日本財団との金銭消費貸借契約を締結することとなります。日本財団と締結する契約上の連帯保証人は、さきに造船関係事業者が日本財団に提出した連帯保証関係書類と照合いたしますので、不整合がないよう留意して下さい。

金融機関は金銭消費貸借契約証書と添付書類1部及び付属書類一式を資金交付日の7営業日前迄に、取次店へ提出してください。

金銭消費貸借契約証書の付属書類とは金融機関の代表者の印鑑証明書と登記簿抄本です。継続取引

用の印鑑届を提出している場合（「8. 諸届・報告書等」参照）は、貸付けの都度、金銭消費貸借契約証書の付属書類の提出は不要です。

なお、金銭消費貸借契約証書に添付する元利金支払内訳表及び融資金の用途は、貸付決定交付一覧表と一緒に同封されたものを、必ず確認の上、使用してください。内訳表の計算方法は「2-8 償還方法」の通りですが、記載の返済条件に依らない場合は、条件変更の手続きを取次店まで申し出てください。（「5. 貸付条件の変更」参照）

4-2 貸付実行

金融機関への貸付実行は、届出済みの「取引先要項届」（「8. 諸届・報告書等」参照）による金融機関指定の預金口座へ代理店から振込扱いとします。

なお、届出済みの指定口座が解約・変更等になっていないか、事前に必ず確認しておいてください。

金融機関の経営状況等に重大な変化があった場合には、貸付決定通知後であっても資金実行できないことがあります。

4-3 融資実行報告書の提出

金融機関の融資実行日は原則として財団の貸付実行日と同一日とし（都合により同一日に実行できない場合は、可及的速やかに融資先へ融資を行い、遅くとも15日以内に実行すること）、融資実行日から7日以内に融資実行報告書（第4号様式）1部を取次店に提出して下さい。

5. 貸付条件の変更

5-1 貸付条件の変更

条件変更の対象となる貸付条件とは、貸付金の償還方法、償還期限及び融資金の利率、償還方法、償還期限とします。これらの変更は、以下のかたちで、日本財団の承認を得て行います。

なお、全額繰上償還は、貸付条件の変更とは見なしません（6-2 参照）。

5-2 貸付実行前

金融機関は、貸付申込書を提出したのちで貸付実行以前に、貸付申込の条件を変更しなければならない場合は、日本財団海洋事業部海洋船舶チームに電話連絡し承諾を得た上で、貸付条件の変更依頼書（第7号補助様式）を、日本財団海洋事業部海洋船舶チームと取次店とにFAXし、正本を取次店に提出してください。なお、1回あたりの償還額等の償還方法変更については、貸付実行後とします。

金銭消費貸借契約証書の作成、提出後に貸付条件の変更の必要が生じた場合は、本貸付条件の変更依頼書の内容をもって正式な貸付条件とすることとし、金銭消費貸借契約証書の再度の提出は不要です。

5-3 貸付実行後

金融機関は貸付実行以降に貸付条件を変更しようとする場合、日本財団海洋事業部海洋船舶チームへ事前相談のうえ、やむを得ない事情があると認められた場合には、貸付条件の変更申請書（第3号

様式)を、代理店にも電話連絡のうえ取次店に提出してください。

変更申請書を提出してから2週間程度の承認期間を要します。代理店が日本財団の承認後、承認書に回答書の写しを添付して、通知します。なお、条件変更の内容によっては変更契約を締結いたします。

5-4 融資金の利率の変更

融資金の利率の変更は、条件変更の承認日にかかわらず、前回利払い日の翌日から適用できるものとします。

6. 貸付金の回収

6-1 約定償還

貸付金の返済期日は年二回〔4月15日、10月15日。休日の時は翌営業日〕で、金融機関への期日到来通知は返済期日の2週間程前に代理店から送付します。

金融機関は、通知された返済元利金を商工中金本店営業部にある下記預金口座へ直接振込してください。

預金種目	普通預金
口座番号	1138472
受取人	船舶代理人商工中金

振込方法は電信扱いで、上記の「預金種目・口座番号・受取人名」を正確に記入してください。なお、先振扱いの励行、または当日午前中までに振込みを完了してください。

6-2 繰上償還

融資先から融資金繰上償還の申出を受けた時は、金融機関は電話で日本財団海洋事業部海洋船舶チームと協議し、貸付金の繰上償還の予定日・金額等について了承を得てください。日本財団海洋事業部海洋船舶チームでは、当該融資先にその繰上償還の内容につき電話にて確認し、確認出来次第金融機関にその旨連絡します。その後代理店に口座番号・償還予定日・償還金額等を、繰上償還連絡書(第8号補助様式)に記入の上FAXしてください。

(注) (1) 償還日は、毎月2日と15日(休業日の場合は、翌営業日)です。

(2) 4月2日、10月2日は定期償還の事前準備のため取扱いは出来ません。

(3) 定期償還日と同日の繰上償還は可能です。定期償還を実施後の残元本を繰上償還することになります。

(4) 日本財団海洋事業部海洋船舶チームとの協議は、償還予定日の2営業日前までにしてください。

(5) 金融機関は、貸付金と融資金の繰上償還を同時に行ってください。

(6) 償還金は、上記約定償還の預金口座に電信扱いで振り込みしてください。

6-3 遅延損害金（遅延利息）

金融機関は、元利金の支払について支払期日に遅延した場合は、元金につき支払期日の翌日から支払日の当日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合による遅延損害金を元金とともに上記預金口座に振込みしてください。

6-4 金銭消費貸借契約証書等の返還

完済済みの金銭消費貸借契約証書等は完済後 2 週間程度で郵送により返却しますので、同封の受領書を速やかに返送してください。

7. 融資金の管理

7-1 資金の用途および工事完成等の確認

融資金の用途や、資金の対象である設備の完成、設置完了等の確認は、日本財団が行います。なお、設備資金の実地確認を行い、対象外流用が明らかになった等の場合、繰上償還になることがあります。その場合は、金融機関は速やかに償還の手続をとってください。

7-2 融資先の合併

融資先が合併し、融資を受けた会社が消滅会社となる場合は、原則として、全額繰上償還となります。

7-3 融資先の変更（連帯保証人の変更）

融資先の業績不振などで、造船関係団体に加入するその親会社等に当該融資の借替を行う場合には、財団との契約においては連帯保証人の変更になります。取扱金融機関だけでなく、日本財団海洋事業部海洋船舶チームあてにもご連絡いただき、所定のお手続きをお取り下さい。

7-4 融資先の倒産など

融資先が支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てもしくは手形交換所の取引停止処分を受けたときあるいは事業を廃止したときは、原則として全額繰上償還となります（貸付業務規程第7条2(8)の規定による）。

7-5 反社会的勢力の排除

金融機関または融資先が、金銭消費貸借契約証書第2条第2項に定める反社会的勢力に該当することが判明した場合には、全額を繰上返済していただくことになります。

7-6 貸付金及び融資金に係る債権債務の譲渡

金融機関は、貸付金及び融資金に係る債権債務を、日本財団の承認を得ることなく他の金融機関に譲渡することはできません。

8. 諸届・報告書等

8-1 印鑑届〔継続取引用〕及び念書の提出

貸付けが継続して行われ、金融機関が希望する場合は、念書（第9号補助様式）と印鑑届（取次店備付けの所定のもの）を代表者印鑑証明書、登記簿抄本を添えて取次店に提出することができます。その場合、個別貸付けの都度に金銭消費貸借契約証書の付属書類を提出することは不要となります。

ただし、代表者の変更等が生じた場合にはすみやかに新印鑑届（代表者印鑑証明書、登記簿抄本を添えて）を取次店に提出してください。

8-2 取引先要項届

8-2-1 取引先要項届〔担当部署、貸付金入金口座〕

金融機関は新規に本貸付制度を取扱う時、取引先要項届（第10号補助様式）を代理店に提出してください。また、届の内容に変更が生じた時は、速やかに変更後の取引先要項変更届（第11号補助様式）を代理店に提出〔FAX可〕してください。

8-2-2 担当部署の窓口一本化

貸付決定交付一覧表・期日到来通知等の、代理店から通知する文書の宛先は、取引先要項届の担当部署となります。また、金融機関から日本財団及び代理店へ通知する文書は、取引先要項届の担当部署から送付してください。取引先要項届の担当部署が、金融機関の対外窓口として対応してください。

8-3 融資残高報告書の提出

金融機関は、毎年2回4月15日及び10月15日現在〔休日のときは翌営業日現在残高〕で融資残高報告書（第5号様式）1部を作成し、金銭消費貸借契約証書記載の報告期限（30日以内）に拘らず、商工中金事務集中センター（住所：〒189-0023 東京都東村山市美住町2-10-1）に前者の場合は4月30日、後者の場合は10月31日（必着）までに代表者印押捺の上提出してください。報告書の代表者氏名は、金融機関の代表者とし、総括表を添付するときは、各葉の代表者押印は省略することができます。

また、報告用紙は様式と文言が一致していれば、A4判縦・横どちらの版型を使用されても構いません。財団のホームページにEXCEL書式を掲載していますのでご利用ください。なお、独自に様式を作成される際には、本冊子の様式集第5号様式の文言との厳密な照合をお願いします。

8-4 融資取扱経費の支給に関する申請書の提出

「造船関係事業者事業基盤強化資金貸付」制度、「災害支援資金貸付」制度及び「低・脱炭素船舶建造資金貸付」制度の融資残高がある金融機関は、融資残高に応じて毎年2回、4月16日から10月15日までの分と、10月16日から翌年4月15日までの分、の融資取扱経費の支給を受けることができます。支給を受けるためには、毎年3月末（必着）および9月末（必着）までに、融資取扱経費支給申請書（第12号補助様式）を日本財団海洋事業部海洋船舶チーム宛てに提出してください。

8-5 残高証明書の発行

貸付金に係る残高証明書は、発行依頼を取次店で受付し、代理店が発行し、金融機関に（取引先要項届（第10号補助様式）の3. 担当部署記載先宛て）直接郵送します（日本財団では直接、残高証明書の発行を取扱いません）。なお、定期的に発行を希望する場合は、包括残高証明依頼の方法がありますので、取次店に申し出てください。

8-6 金融機関の合併、営業譲渡等に関する届出、承認申請の提出

合併、債務譲渡等は、日本財団への届出又は承認手続きが必要となりますので適宜の様式で変更届、承認申請書等を取次店を経由して代理店に提出してください。又適宜の様式については、日本財団海洋事業部海洋船舶チームにお問合せください。

8-7 金融機関の名称等変更届の提出

金融機関の名称等の変更がある場合は、適宜の様式で変更届を、取次店を経由して代理店に提出してください。なお、印鑑届を提出している金融機関は、新印鑑届を提出してください。（「8-1 印鑑届の提出」参照）

また、融資先の名称・組織の変更については、適宜の様式で変更届を、取次店を経由して代理店に提出してください。

別表1 (設備資金) 融資対象設備	14
付録1. 貸付金の利息の支払方法及び計算方法	15
付録2. 造船関係事業資金貸付制度の事務フロー	16

<別表1> (設備資金)

融 資 対 象 設 備

1. 造船業及び造船関連工業を営む者

項 目	内 容
船台、建物関係	船台、ドック、艀装岸壁、艀装台船、工場建物、倉庫、事務所、従業員寮、ドックハウス、福利厚生施設、駐車場（工場建物等と併設する場合に限る）、その他
土 地	上記に供するもの
機械設備関係	金属加工機械、鋳鍛造機械、測定機械、設計・製図機械、塗装設備、溶接設備、動力設備、運搬設備、空調設備、資源リサイクル設備、組立定盤、工業炉、公害防止用設備、IT設備（ソフトウェアを含む）、その他
車 両 関 係	高所作業車、鋼製台車、その他

2. 保管庫等舟艇利用の促進に資する事業を行う者

項 目	内 容
建物、係留施設関係	艇庫、事務所、工場建物、駐車場、クラブハウス、係留棧橋、艀装岸壁、斜路、その他
土 地	上記に供するもの
機械設備関係	ウインチ、フォークリフト、クレーン、救助艇、IT設備（ソフトウェアを含む）、その他

3. 機構共有船舶を建造する者

項 目	内 容
1. 内航貨物船	①100総トン以上又は長さ30m以上の鋼製の船舶であること。 ②土・砂利・石材専用船、シングルハルトンカーではないこと。
2. 旅 客 船	・海上運送法の一般旅客定期航路事業もしくは旅客不定期航路事業の許可を受けた航路に使用する旅客船であること。

※内航海運業の用に供する引（押）船・バージを含む。

4. 船舶の改造・修繕を行う者

項 目	内 容
船舶改造・修繕関係	IMO（国際海事機関）条約や法令で定めたCO ₂ ・SO _x ・NO _x 排出規制などの船舶に関する環境規制に対応するために必要な設備（主機関の換装、風力推進補助装置、船上CO ₂ 回収・貯留装置など）の購入及び設置のための費用。

5. 低・脱炭素船舶を建造する者

項 目	内 容
低・脱炭素船舶	海事産業強化法（令和3年法律第43号）に基づく「特定船舶導入計画」の認定を受けた船舶、または、LNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶

付録 1

1. 貸付金の利息の支払方法及び計算方法

(1) 支払方法

貸付金の利息は、毎年4月15日及び10月15日に当日までの分をとりまとめて支払うものとする。

(2) 計算方法

(ア) 貸付金の利息の計算方法は、年利計算法によるものとし、その期間が6月に満たない場合は、1年日割計算法によるものとする。

(イ) 利息の円単位未満の端数は、切り捨てるものとする。ただし、利息の全額が円単位未満の場合は、これを切り捨てるものとする。

(注) (a) 年利計算法

$$6 \text{ 月の場合の利息} = \text{未償還元金} \times \frac{\text{貸付金の利率}}{2}$$

(b) 1年日割計算法

$$6 \text{ 月に満たない場合の利息} = \text{未償還元金} \times \frac{\text{日数}}{365} \times \text{貸付金の利率}$$

(分母は閏年の場合も365日とする。)

(注) 日本財団に対する債務の履行日が、日本財団または金融機関の休日に該当したときは、履行期日は、その休日の直後の日本財団及び、金融機関双方の営業日とする。

2. 融資取扱経費の支払方法及び計算方法

(1) 支払方法

融資取扱経費は、毎年4月15日及び10月15日までの分に消費税を加えた額を、当該日より30日以内に支払うものとする。

(2) 計算方法

(ア) 融資取扱経費の計算方法は、年利計算法によるものとし、その期間が6月に満たない場合は、1年日割計算法によるものとする。

(イ) 融資取扱経費の円単位未満の端数は、切り捨てるものとする。ただし、融資取扱経費の金額が円単位未満の場合はこれを切り捨てるものとする。

(注) (a) 年利計算法

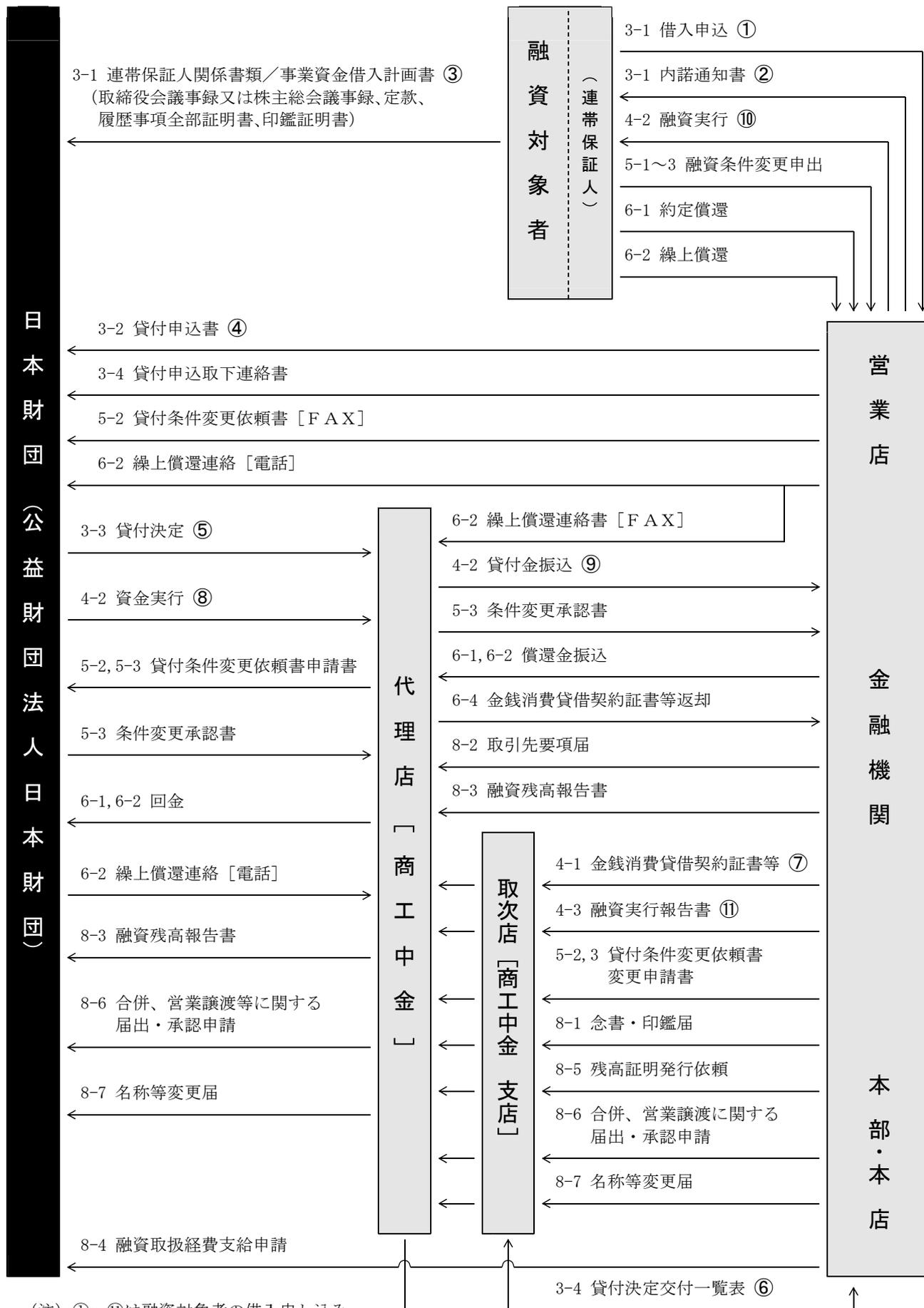
$$6 \text{ 月の場合の融資取扱経費} = \text{未償還元金} \times \frac{\text{所定の融資取扱経費の率}}{2}$$

(b) 1年日割計算法

$$6 \text{ 月に満たない融資取扱経費} = \text{未償還元金} \times \frac{\text{日数}}{365} \times \text{所定の融資取扱経費の率}$$

(分母は閏年の場合も365日とする。)

付 録 2 造船関係事業資金貸付制度の事務フロー



(注) ①~⑩は融資対象者の借入申し込みから融資実行までの手順を示す。

様 式 集

([] 内は送付先)

貸付申込書 融資金の使途 (第1号様式) [日本財団 海洋事業部海洋船舶チーム]	18~21
金銭消費貸借契約証書 (第2号様式) [取次店]	23
貸付条件の変更申請書 (第3号様式) [取次店]	26
融資実行報告書 (第4号様式) [取次店]	27
融資残高報告書 (第5号様式) [代理店]	28
貸付申込取下連絡書 (第6号補助様式) [日本財団 海洋事業部海洋船舶チーム]	29
貸付条件の変更依頼書 (第7号補助様式) [取次店]	30
繰上償還連絡書 (第8号補助様式) [代理店]	31
念書 (第9号補助様式) [取次店]	32
取引先要項届 (第10号補助様式) [代理店]	33
取引先要項変更届 (第11号補助様式) [代理店]	34
融資取扱経費支給申請書 (第12号補助様式) [日本財団 海洋事業部海洋船舶チーム]	35

○「貸付申込書」ご提出の際の留意点

「貸付申込書」は金融機関から提出頂く書類ですが、造船関係事業者への「内諾通知書」と併せてご準備頂いて結構です。

「貸付申込書」のご提出がない場合、貸付けの実行が遅れたり、実行ができなくなる場合がありますのでご注意ください。提出期日については、資金種類別実施要領を確認して下さい。

「貸付申込書」の作成について

- ・「貸付申込書」「融資金の使途」様式 (P. 19~P. 21) をコピーしてお使い下さい。
- ・償還期限・据置期間・借入希望日については、以下の記載例を参照して下さい。
- ・「6. 連帯保証人 (予定)」には、事業者名・代表者名を記入して下さい。
- ・提出期日は、厳守されるようにお願いします。

<記載例 : P. 19>

資金種類	回次	償還期限 (最長の期限)	据置期間※ (初回の元本返済日)	借入希望日
一般設備資金	第1回	2040年4月15日	9ヵ月 (2026年4月15日)	2025年7月11日
	第2回	2040年4月15日	7ヵ月 (2026年4月15日)	2025年8月21日
	第3回	2040年10月15日	10ヵ月 (2026年10月15日)	2025年12月11日
	第4回	2040年10月15日	7ヵ月 (2026年10月15日)	2026年3月12日
低・脱炭素船 建造資金 (設備)	第1回	2043年4月15日	3年9ヵ月 (2029年4月15日)	2025年7月11日
	第2回	2043年4月15日	3年7ヵ月 (2029年4月15日)	2025年8月21日
	第3回	2043年10月15日	3年10ヵ月 (2029年10月15日)	2025年12月11日
	第4回	2043年10月15日	3年7ヵ月 (2029年10月15日)	2026年3月12日
一般運転資金	第1回	2030年4月15日	9ヵ月 (2025年4月15日)	2025年7月11日
	第2回	2030年10月15日	10ヵ月 (2025年10月15日)	2025年12月11日

※一般の設備資金及び運転資金は6ヵ月以上1年以内の据置期間を、2023年度から実施の低・脱炭素船建造資金は3年6ヵ月以上4年以内となります。

据置期間は、定期償還を1回(低・脱炭素船建造資金は7回)据置く長さで、資金実行日と定期償還日から自動的に決まります(1ヵ月未満は切り捨てとなります)。

公益財団法人 日本財団
会 長 笹 川 陽 平 殿

申 込 者 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

年度造船関係事業 資金貸付申込書

貴財団の定款第4条第1項第3号の規定により、下記のとおり融資に必要な資金の貸付けを受けた
いので、別紙必要書類を添えて申込いたします。

記

1. 貸付申込額 金 円
2. 貸付の条件
 - (1) 利 率 年 0.01パーセント
 - (2) 償還期限 年 月 日
 - (3) 据置期間 カ月
 - (4) 償還方法 据置期間満了後毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
 - (5) 利息の支払方法 毎年4月15日および10月15日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払いは貸付金の償還期限に支払う。
3. 融資の内容
 - (1) 融 資 先
 - (2) 融 資 額 金 円
 - (3) 融資金の用途 別添「融資金（ 資金）」のとおりとする。
 - (4) 融資の条件
 - (イ) 融資金の利率 年（ ）パーセント
 - (ロ) 融資金の償還期限 年 月 日
 - (ハ) 融資金の据置期間 カ月
 - (ニ) 融資金の償還方法 据置期間後毎年4月および10月の年2回割賦償還とし、期限に完済する。
 - (ホ) 利息の支払方法 毎年4月および10月の年2回当日までの分を後払いし、最終の支払いは融資金の償還期限に支払う。
4. 貸付金の借入希望日 年 月 日
5. 貸付金の取扱店
6. 連帯保証人（予定）
7. 本貸付申込者および連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書第2条第2項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(注) 標題の空白と「融資金（ ）の用途」欄に設備又は運転の字句を記入する。

6. 連帯保証人（予定）は融資先名、代表者名を記入する。

金融機関コード _____

提出先：日本財団

金融機関名

金融機関コード

(第1号様式 別添)

1. 融資金（設備資金）の用途

事業者名

使用目的	設備名	仕様・型状	数量	金額(円)

2.融資金（運転資金）の用途

事業者名

目的	使途	明細
1. 決済資金	売上代金の回収の長期化に伴う資材購入費等の決済資金（支払い手形決済資金、でんさいの決済資金、買掛金の決済資金）に充当	
2. 賞与資金	賞与資金に充当	
3. 転貸資金	組合員または子会社 社に対する転貸資金に充当	
4. 不良債権処理	取引先企業 社の倒産に伴う不良債権処理に充当	

(注) 上記の目的に該当する番号に○印をして下さい。

「金銭消費貸借契約」締結の際の留意点

- 金融機関が当財団より借入れる資金について、「金銭消費貸借契約」を当財団との間で締結する際、金融機関の債務についての連帯保証人の記名、押印（印鑑証明登録印）が必要となります。資金実行の7営業日前までに金融機関からご提出頂きます。
- 金銭消費貸借契約には、事務取扱要領P32の「念書」を提出していない限り、実行の都度、代表者の「資格証明書」と「印鑑証明書」を添付して下さい。
- 事業者の方が借入申込時に日本財団に提出した「連帯保証関係書類」と「金銭消費貸借契約証書」の連帯保証人の記名押印が一致しない場合は、実行できなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 借入申込書提出時以降、本契約書提出時までに連帯保証人の代表者変更があった場合には、新代表者名の履歴事項全部証明書と印鑑証明書を添付して、新代表者名で記名押印願います。
- 契約書の締結日は、借入日もしくはそれ以前の日付で作成して下さい。なお、年号は元号表示でも西暦表示でも差し支えありませんが、元号表示の場合は「令和〇年〇月〇日」と記載して下さい。
- 金銭消費貸借契約証書に添付する「元利金支払内訳表」及び「融資金の使途」については、金融機関及び当契約証書上の連帯保証人の割印をお願いします。
- 「金銭消費貸借契約証書」は、完済後約2週間ほどで金融機関へ返却いたします。

(第2号様式)



年 月 日

収入
印紙

公益財団法人 日本財団
会長 笹川陽平 殿

所在地
名称
代表者氏名 ⑩

所在地
連帯保証人 ⑩

金 銭 消 費 貸 借 契 約 証 書

当行は、貴財団の定款第4条第1項第3号の規定により、に対する造船関係
事業 資金を融資するための資金として、金 円を下記条項にしたがって借り入
れます。

第1条 (借入要項)

当行は、この証書の各条項を確認のうえ、貴財団から次の要項により金銭を借り入れます。

- (1) 金 額 金 円
- (2) 借 入 日 年 月 日
- (3) 利 率 年 パーセント
- (4) 償 還 期 限 年 月 日
- (5) 据置期間、償還方法及び利息の支払方法
別添「元利金支払内訳表」のとおりとする。
- (6) 貸付金の運用
 - (イ) 融 資 額 金 円
 - (ロ) 資 金 使 途 別添「融資金の使途」のとおりとする。
 - (ハ) 融資金の利率 年 パーセント
 - (ニ) 融資金の償還期限 年 月 日
 - (ホ) 融資金の据置期間 カ月
 - (ヘ) 融資金の償還方法 割賦償還
 - (ト) 融資金の利息の支払方法 後 払
- (7) 損害金 元利金の支払について別添「元利金支払内訳表」記載の支払期日に遅延した場合は、
その金額につき、支払期日の翌日から支払の当日までの日数に応じ、年14.5パーセント（1年365

日の日割り計算)の割合による損害金を支払います。

第2条(期限の利益の喪失)

1. 当行について、公益財団法人日本財団の貸付業務規程(平成19年10月1日規第316号)第7条第2項の所定の各号の事由がひとつでも生じた場合で、同条第3項に該当しない場合には、貴財団からの請求によって、貴財団に対する本借入債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額を償還します。

なお、この場合において当行は、貴財団に対する残債務全額の償還を理由として、本借入資金の融資先の事業者が当行に対して有する期限の利益の全部、または一部を失わせることはありません。

2. 前項の定めにかかわらず、当行または本金銭消費貸借契約第4条に定める連帯保証人(連帯保証人が法人である場合は、当該法人、その代表者、責任者、実質的経営権を有する者)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は貴財団から請求を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、直ちに残債務全額を償還します。この場合、当行または連帯保証人に損害が生じても貴財団は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、貴財団に損害が生じた場合には、金融機関及び連帯保証人は損害を賠償する義務を負います。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当する場合
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる場合
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる場合
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与しているなどの関与をしていると認められる場合
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合
- (7) 自らまたは第三者を利用して、貴財団または貴財団の関係者に対し、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合

第3条(期日休日の処理)

1. 貴財団に対する債務の履行日が貴財団または当行の休日に該当したときは、履行期日はその休日の直後の貴財団の営業日とします。

2. 前項の場合、利息等の計算及び支払については、貴財団所定の方法によることに同意します。

第4条(連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本契約に基づく、当行の貴財団に対する債務について、本契約の約定を承認のうえ、当行と連帯して保証します。

2. 連帯保証人が、本借入資金の融資先の事業者である場合には、連帯保証人の貴財団に対する連帯保証債務は、下記各号の内容によるものとします。

- (1) 貴財団が、当行に対する本契約証書第2条の請求を行い、かつ、当該請求において指示された

償還期日において、当行の貴財団に対する償還金が不足した場合に、連帯保証人は、連帯保証債務の履行請求を貴財団から受けるものとします。

(2) 連帯保証人は、貴財団から連帯保証債務の履行を請求された場合には、その請求の時点において連帯保証人が当行に対して負っている残債務の元利総額を限度として一括または、分割による弁済を行うものとします。

(3) 連帯保証人は、前号の分割による弁済を行う場合には、本契約証書第1条第5号に規定する別添「元利金支払内訳表」にしたがって弁済するものとします。

3. 連帯保証人は、前項によって連帯保証債務の履行を行う場合において、一部でも履行が遅滞した場合には、貴財団の請求により期限の利益を喪失することに異存ありません。

第5条（契約の変更）

当行は、本契約証書に記載する貸付けの内容を変更しようとするときは、あらかじめ書面（貸付業務規程第3号様式）により貴財団に申し出て、その承認を受けるものとします。

第6条（報告義務）

1. 当行は、融資を実行したときは、報告書（貸付業務規程第4号様式）を融資の日から7日以内に貴財団に対して提出します。

2. 当行は、毎年4月15日及び10月15日現在の融資残高を記載した報告書（貸付業務規程第5号様式）を当該日より30日以内に貴財団に対して提出します。

3. 当行は、財産、経営、業務の現況について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのある場合には、貴財団から請求がなくても直ちに報告します。

4. 連帯保証人は、財産、経営、業務の現況について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのある場合には、貴財団からの請求がなくても直ちに報告します。

第7条（危険負担）

当行が貴財団に差し入れた証書が災害、輸送途中のやむを得ない事故等によって、紛失、滅失、損傷または延着した場合には、貴財団の帳簿、伝票等に基づいて債務を償還します。なお、貴財団からの請求があれば、直ちに代替りの証書を差し入れます。

第8条（費用負担）

証書の作成、当行及び連帯保証人に対する権利の行使もしくは保全等、本契約に関する一切の費用は、当行及び連帯保証人が連帯して負担し、貴財団が支払った金員については、直ちに支払います。

第9条（届出義務）

当行及び連帯保証人は、所在地、名称、商号、代表者、印章その他の届出事項に変更が生じた場合は、直ちに書面にて届け出ます。

第10条（書類の到達）

前条の届出義務を怠った場合及び当行または連帯保証人の責に帰すべき事由により、貴財団から当行または連帯保証人に対してなされた通知及び送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、当行及び連帯保証人は、通常到達すべき時に到達したものとみなされることを承認します。

（注）別添「融資金の使途」の様式は、第1号様式の別添と同様とする。

(第3号様式)

年 月 日

公益財団法人 日本財団
会 長 笹 川 陽 平 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名 ⑩

所 在 地
連帯保証人 ⑩

年度造船関係事業 資金貸付条件の変更申請書

貴財団から、年 月 日 に対する標記の資金として貸付けを受けた貸付金の貸付の条件を下記のとおり変更したいので承認方申請いたします。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

(注) 標題の空白に設備又は運転の字句を記載すること。

※提出先：商工中金（取次店）

(第4号様式)

年 月 日

公益財団法人 日本財団
会 長 笹 川 陽 平 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年度造船関係事業

資金の融資実行報告書

今般
します。

に対し下記のとおり融資を実行しましたので報告いた

記

1. 融 資 先

2. 融 資 年 月 日

年 月 日

3. 融 資 額

金 円

4. 融 資 金 の 使 途

別添「融資金の使途」のとおりとする。

5. 融 資 金 の 利 率

年 パーセント

6. 融 資 金 の 償 還 期 限

年 月 日

7. 融 資 金 の 据 置 期 間

ヵ月

8. 融 資 金 の 償 還 方 法

据置期間後毎年4月および10月の年2回割賦償還とし、期限に完済する。

9. 利 息 の 支 払 方 法

毎年4月および10月の年2回当日までの分を後払いし最終の支払いは融資金の償還期限に支払う。

(注) 1. 標題の空白に設備又は運転の字句を記載すること。

2. 別添「融資金の使途」の様式は、第1号様式の別添と同様とする。

※提出先：商工中金（取次店）

(第5号様式)

年 月 日

公益財団法人 日本財団
会 長 笹 川 陽 平 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

㊟

融 資 残 高 報 告 書

公益財団法人日本財団貸付業務規程（平成19年10月1日規第316号）第10条第2項の規定により
年 月 日現在の融資残高を下記のとおり報告いたします。 に対する

記

使 途	融 資 額				貴財団よりの借入金			備 考
	融 資 年 月 日	当 初 融 資 額	償 還 累 計 額	残 高	借 入 年 月 日	当 初 借 入 額	償 還 累 計 額	
運 転 資 金								
小 計								
設 備 資 金								
小 計								
合 計								

(単位：千円)

(注) 1. 協同組合が、その組合員に転貸したものについては、備考欄に転貸先の名称及び転貸債権の残高の内訳を記載すること。

2. 本報告書は、融資先ごとに作成すること。

3. 「融資額」の残高欄と「貴財団よりの借入金」の残高欄が相違する場合は、備考欄にその理由を記載すること。

4. 本報告書は、4月末日及び10月末日までに箇工中金事務集中センター（住所：〒189-0023 東京都東村山市美住町2-10-1）に提出してください。

(第6号補助様式)

年 月 日

公益財団法人 日 本 財 団 御中

所 在 地

金融機関名

代表者氏名

㊟

所 在 地

連帯保証人

㊟

年度 造船関係事業 資金（第 回）の
貸付申込の取下げについて

貴財団に、 年 月 日 に対する標記資金の貸付申込みを行いました
が、下記により、申込みを取下げいたしますので、連絡します。

記

取下げの理由

※提出先：日本財団 海洋事業部 海洋船舶チーム

公益財団法人 日 本 財 団 御中

所 在 地
金融機関名
代表者氏名 ⑩

所 在 地
連帯保証人 ⑩

年度 造船関係事業 資金（第 回）の
貸付条件の変更依頼について

今般、下記融資金に係る条件を次の通り変更致したくご連絡申しあげます。

変更項目	変 更 前	変 更 後
(1) 償 還 方 法		
(2) 融 資 利 率	年 %	年 %

(年 月 日より適用)

記

1. 融資金の内容

- (1) 融 資 先
- (2) 融 資 金 額
- (3) 貸 付 日 年 月 日
- (4) 償 還 期 限 年 月 日

2. 変更の理由

※1 本依頼書は、日本財団海洋事業部海洋船舶チームに電話連絡して口頭了解を得た上で、速やかに提出して下さい。

※2 提出先：商工中金（取次店）

(第8号補助様式)

年 月 日

公益財団法人 日 本 財 団 御中

金融機関名
金融機関コード ()
担当部署
担当者名 印
TEL
FAX

繰上償還連絡書

繰上償還明細

(単位 円)

繰上償還日		年 月 日		融資先名		
当初貸付日	口座番号	当初貸付額	金利(%)	繰上償還元金	既経過利息	繰上償還合計
合 計						

※日本財団海洋事業部海洋船舶チームに電話連絡・口頭了解の上、ただちに代理店へFAXにて連絡してください。

<連絡先> 商工中金 事務集中センター (船舶代理貸付担当)

TEL : 042-397-6722 FAX : 042-397-8942

〈商工中金使用欄〉

償還額確認：連絡日
連絡相手方

照合印	取扱印

完済通知処理

(第9号補助様式)

年 月 日

公益財団法人 日 本 財 団 御中

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊟

念 書

私は、公益財団法人日本財団（代理人 株式会社商工組合中央金庫）の貸付けに係る金銭消費貸借契約証書に、その都度代表者の印鑑証明書および資格証明書（商業登記簿抄本等）を添付することに代えて印鑑届（印鑑証明書および資格証明書を添付）を届け出ることについて、下記のとおり確約します。

記

証書の印影を私の届け出た印鑑届と相応の注意をもって照合し、相違ないと認めてお取扱いのうえは、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、証書の記載文言にしたがって責任を負います。

なお、印章、名称、代表者、所在地等印鑑届に記載している事項に変更があったときは、直ちに変更後の印鑑届（印鑑証明書および資格証明書を添付）を提出します。

また、変更後の届け出を怠ったため、日本財団（代理人 株式会社商工組合中央金庫）からなされた通知または送付された書類等が延着しましたは到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

以上

※提出先：商工中金（取次店）

金融機関名 (全銀コード:)

取 引 先 要 項 変 更 届

変更項目	変 更 前	変 更 後
住 所	(〒 -)	(〒 -)
電話番号		
FAX番号		
担当部署 (10字以内漢字可)		
貸付金交付時の 振込先 (入金) 口座	金融機関・支店名	金融機関・支店名
	金融機関コード	金融機関コード
	預金種目 (○で囲む)	預金種目 (○で囲む)
	当座 普通 その他	当座 普通 その他
	口座番号 (7桁で記入)	口座番号 (7桁で記入)
	口座名義人 (カタカナ29文字迄)	口座名義人 (カタカナ29文字迄)

- ※1 本要項は内容に変更がある都度速やかに報告[FAX可]して下さい。
- ※2 変更前の欄は「全項目」。変更後の欄は「変更があった部分のみ」記入してください。
- ※3 本届出住所・担当部署宛に貸付決定通知・期日到来通知等の書類が送付されます。
- ※4 <報告先> 商工中金 事務集中センター (船舶代理貸担当)
TEL : 042-397-6722 FAX : 042-397-8942

造 船 関 係 事 業

項目	設 備 資 金	
	一 般 設 備 資 金	低・脱炭素船舶建造資金 (設備資金)
1. 目 的	設備の近代化と合理化に要する資金	環境負荷低減効果に優れた船舶の建造に要する資金
2. 融 資 対 象 者	<p>原則として、次の①②のいずれかに該当する中小造船関係事業者を対象とする。</p> <p>① (一社) 日本中小型造船工業会、(一社) 地方小型船舶工業会、(一社) 日本造船協力事業者団体連合会、(一財) 日本船舶技術研究協会、(一社) 日本船用工業会、(一社) 日本船舶電装協会、(一社) 日本船舶品質管理協会、(一社) 日本マリン事業協会、(一社) 日本船用機関整備協会、(一社) 日本マリーナ・ビーク協会にいずれかに加入しており、原則として直近の年度における確定決算の総売上額に占める船用比率が原則として10%以上の者。</p> <p>② 船舶を建造・修繕(改造を含む)する事業者(以下「船舶建造・修繕事業者」という)で以下に該当する者。</p> <p>ア. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道・運輸機構」という)において建造費用を分担する船舶を建造する者。</p> <p>イ. 条約、法令で定められた環境規制に対応するため船舶(内国事業者が所有する船舶又は内国事業者の外国子会社が所有する外国船舶に限る)の修繕(改造を含む)を行なう者。</p> <p>なお、船舶建造・修繕事業者にあつては、(一社) 日本中小型造船工業会、(一社) 地方小型船舶工業会に加入している造船所で建造又は修繕(改造を含む)する場合に限る。</p>	<p>造船関係事業を営む事業者であつて、環境負荷低減効果に優れたLNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶(以下、「新燃料船」という)、または海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶導入計画」の認定を受けた船舶(以下、「特定船舶」という)、を建造する者。</p> <p>船舶の建造は、原則として(一社) 日本中小型造船工業会、又は(一社) 地方小型船舶工業会に加入している造船所で建造する場合に限る。</p>
3. 融 資 金 の 使 途	<p>造船関係事業に必要な設備資金(新設・増設・改造・修繕等)及び土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)</p> <p>(持株会社等が、造船関係事業を営む子会社において必要とする設備資金を転貸する場合も含む。)</p>	<p>環境負荷低減効果に優れた「新燃料船」、または海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶」の建造に必要な資金。</p> <p>また、子会社等(外国子会社を含む)が船舶を建造するために必要とする資金を、子会社等へ転貸する資金を含む。</p>
4. 融 資 金 の 限 度 額	<p>1年度20億円 (特に必要と認めた場合40億円)</p> <p>融資金の金額 所要資金額の80%以内</p> <p>[鉄道・運輸機構において建造費用を分担する船舶を建造する事業者の場合] 融資金の金額 所要資金額の80%以内で、鉄道・運輸機構の費用分担額を控除した金額以内とする。</p>	<p>「新燃料船」: 1隻につき20億円、1事業者1年度40億円を限度とする。 新燃料船以外: 1隻につき10億円、1事業者1年度20億円を限度とする。</p> <p>融資金の金額 所要資金額の80%以内</p> <p>[鉄道・運輸機構において建造費用を分担する船舶を建造する事業者の場合] 融資金の金額 所要資金額の80%以内で、鉄道・運輸機構の費用分担額を控除した金額以内とする。</p>

資金貸付要綱

運 転 資 金		中小造船業経営革新支援資金	
一 般 運 転 資 金	緊 急 運 転 資 金	設 備 資 金	運 転 資 金
	倒産防止緊急資金		
企業の経営基盤の安定化に要する資金	倒産を防止するための資金	国の施策に基づく中小企業経営革新支援の円滑な実施を図る	
原則として中小造船関係事業者を対象とし、(一社)日本中小型造船工業会、(一社)地方小型船舶工業会、(一社)日本造船協力事業者団体連合会、(一財)日本船舶技術研究協会、(一社)日本船舶工業会、(一社)日本船舶電装協会、(一社)日本船舶品質管理協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本船用機関整備協会、(一社)日本マリナ・ビーチ協会のいずれかに加入している者で、総売上額に占める船用比率が原則として10%以上の者。	モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業を営む者で、倒産を防止するため、国が運転資金の交付を要請する者	船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業を営む事業者であって、「中小企業等経営強化法」(平成11年3月31日法律第18号)に基づく承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画若しくは経営力向上計画に従って事業を実施している者。	
(1) 支払手形及び買掛金の決済資金(電子記録債権の決済資金を含む) (2) 従業員に対する賞与資金 (3) 事業協同組合等が組合員に対して行う転貸資金 (4) 取引先企業の倒産による不良債権処理のための資金 (5) 持株会社等が造船関係事業を営む子会社に対して行う転貸資金	倒産防止のための運転資金に充当するものに限る	経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業を実施する為に必要な設備資金(新設・増設・改造等)及び土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)	経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業を実施する為に必要な運転資金
1年度10億円 (特に必要と認めた場合20億円) (事業協同組合等が組合員に対して行う転貸資金については1組合員6,000万円以内) 融資金の金額 所要資金額の80%以内	1年度15億円(特に必要があると認めた場合30億円) 融資金の金額 所要資金額の80%以内	1年度20億円 融資金の金額 所要資金額の80%以内	1年度5億円 融資金の金額 所要資金額の80%以内

付 録 4

貸 付 制

	設 備 資 金	
種 別	設 備 資 金	低・脱炭素船舶建造資金
融 資 率	80 % 以 内	80 % 以 内
限 度 額 (単 年 度)	20 億 円 (特に必要と認めた場合40億円)	1 隻につき20億円 1 事業者 1 年度40億円 (但し、新燃料船以外は1隻につき 10億円、1事業者1年度20億円)
貸 付 利 率	0.01%	0.01%
融 資 利 率	1.6%以内	0%(全期間無利息) (但し、取扱金融機関に対し、財団から、年 1%+消費税の融資取扱経費を支給する。)
償 還 期 限 (延 長)	1 年以上15年以内 (3 年以内延長可)	4 年以上18年以内
据 置 期 間	6 ヶ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内)	3 年 6 ヶ月以上4年以内
融資対象者	イ. 造船関係事業を営む個人 ロ. 中小企業等協同組合法に基づいて、設立された造船関係事業を営む事業協同組合、協同組合連合会、又は企業組合 ハ. 中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された造船関係事業を営む協業組合又は商工組合 ニ. 造船関係事業を営む、ロ及びハ以外の法人子会社(会社法第2条に定める「子会社」をいう。)において、「造船関係事業」を営む持株会社等を含む。	造船関係事業を営む事業者であって、環境負荷低減効果に優れるLNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶、または海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶導入計画」の認定を受けた船舶、を建造する者。

※但し、事業協同組合がその組合員に転貸する場合、1組合員に対する転貸額は、1年度60,000千円以内とする。

※上表の低・脱炭素建造資金について、「新燃料船」は環境負荷低減効果に優れるLNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶をいう。

※以上に記載された内容は、諸事情により変更されることがあります。

度 一 覧

運 転 資 金		設 備 資 金/運 転 資 金
一 般 運 転 資 金	緊 急 運 転 資 金	中小造船業経営革新支援資金 ・経営革新のための事業 ・異分野連携新事業分野開拓に係る事業 ・経営力向上に係る事業
	倒産防止緊急資金	
80 % 以 内	80 % 以 内	80 % 以 内
※10 億 円 (特に必要と認めた場合20億円)	15 億 円 (特に必要があると認めた場合30億円)	設 備 資 金 20億円 運 転 資 金 5億円
0.01%	0.01%	0.01%
1.6%以内	0.6%以内	1.3%以内
1年以上5年以内 (3年以内延長可)	1年以上5年以内 (特に必要があると認めた場合3年以内延長可)	設備資金 1年以上15年以内 (特に必要があると認めた場合5年以内延長可) 運転資金 1年以上5年以内 (特に必要があると認めた場合3年以内延長可)
6ヵ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内)	6ヵ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内)	設備資金 6ヵ月以上2年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内) 運転資金 6ヵ月以上1年以内 (特に必要があると認めた場合4年以内)
イ. 造船関係事業を営む個人 ロ. 中小企業等協同組合法に基づいて、設立された造船関係事業を営む事業協同組合、協同組合連合会、又は企業組合 ハ. 中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された造船関係事業を営む協業組合又は商工組合 ニ. 造船関係事業を営む、ロ及びハ以外の法人子会社(会社法第2条に定める「子会社」をいう。)において、「造船関係事業」を営む持株会社等を含む。	モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業を営む者で、倒産を防止するため、国が運転資金の交付を要請する者	船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業を営む事業者であって、「中小企業等経営強化法」(平成11年3月31日法律第18号)に基づく承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画若しくは認定を受けた経営力向上計画に従って事業を実施している者

————— この事務取扱要領に関するお問い合わせ —————

日本財団 海洋事業部 海洋船舶チーム

TEL : 03-6229-5142

FAX : 03-6229-5150

URL : [https://www.nippon-foundation.or.jp/
grant_application/shipbuilding_loan](https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan)

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル

商工組合中央金庫

事務集中センター（船舶代理貸担当）

TEL : 042-397-6722 FAX : 042-397-8942

〒189-0023 東京都東村山市美住町2-10-1

2025年4月1日 発行300s